

資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき平成22年度決算に係る公営企業の資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて、下記のとおり報告します。

会 計 名	資金不足比率
岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	－％（20％）
岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	－％（20％）
岡山県港湾整備事業特別会計	－％（20％）
岡山県流域下水道事業特別会計	－％（20％）
岡山県営電気事業会計	－％（20％）
岡山県営工業用水道事業会計	－％（20％）

※（ ）内は、経営健全化基準を記載

(参 考)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 抜粋

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない

2～3略

資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

平成22年度岡山県の各公営企業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の手続

資金不足比率審査は、次の点に主眼を置き、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、実施した。

- (1) 提出された資金不足比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか。
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

第3 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、各会計の資金不足比率は、資金不足が生じていないことから算定されない。

会 計 の 名 称	平成22年度	経営健全化基準
岡山県営工業用水道事業会計	—	20%
岡山県営電気事業会計	—	20%
岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	—	20%
岡山県流域下水道事業特別会計	—	20%
岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	—	20%
岡山県港湾整備事業特別会計	—	20%